

いしがき

2004

広報いしがき

No.392

5月号

毎月1回発行



4月20日、舟蔵公園（児童公園）でこいのぼり掲揚式が行われました。大川保育所・新川保育所の園児83名が元気よくこいのぼりを揚げ、大空にたくさんのヒゴイ、マゴイが泳ぎだしました。川を力強く上るコイのように元気に育ってね。

人口と世帯数

総人口 45,160(-537)
 男 22,543(-301)
 女 22,617(-236)
 世帯数 18,503(-200)

(平成16年3月末日現在)

今月の主な内容

- トライアスロン大会…………… 2
- 津波防災マニュアル作成…………… 4
- 新空港環境影響評価…………… 5
- おはようロマンメッセージ…………… 6
- シリーズ固定資産税とは…………… 7
- 住民健康診査費用見直し…………… 8
- 地区プロパー紹介…………… 9
- お知らせ…………… 10
- 石婦連運動会…………… 11
- 春の大掃除…………… 12



編集・発行／沖縄県石垣市美崎町14番地 石垣市総務部広報広聴課
 TEL. (0980)82-9911(代)・(0980)82-1243(直)・FAX. (0980)83-1427



アテネを目指し激走

大勢の市民が大会をサポート

ITU
トライアスロンワールドカップ石垣島大会
&石垣島トライアスロン大会

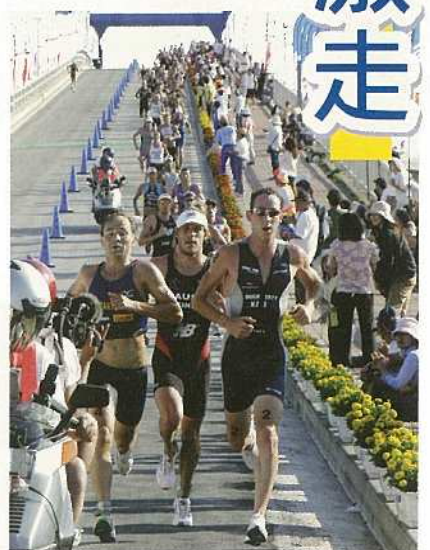
四月十一日、二〇〇四ITUトライアスロンワールドカップ石垣島大会&石垣島トライアスロン大会が、オリンピック競技距離の五一・五キロメートルで行われ、ワールドカップ男子はニュージーランドのピバン・ドカティ選手が初優勝。女子はオーストラリアのマキシム・シアア選手が激戦を制し、栄冠を手に入れました。

日本勢は石垣島で行われた強化合宿に参加した女子の庭田清美選手が三位、男子は西内洋行選手が六位に入る大健闘を見せました。

石垣島トライアスロン大会男子は小原工選手（兵庫県）が初優勝、女子は千葉ちはる選手（沖縄県）が三度目の優勝を飾りました。

この日の天候は終日快晴で、最高気温が二六、七度まで上昇する中、石垣島はトライアスロン一色に染まり、ワールドカップの選手らは厳しく照りつける日差しの中、スピードとテクニクを競い合い、世界の力を余すことなく発揮しました。

今回のワールドカップ石垣島大会では、アテネオリンピックに向けて市街地内を周回するバイクコースに変更。計三〇ヶ国から男子六二人、女子五三人が参加し、例年より多い参加選手によりハイレベルの激しいレースが展開されました。





午前八時にスタートを切った石垣島トライアスロン大会の地元勢トップは、男子は小出洋之選手が二年連続、女子は三年連続で高橋里穂選手でした。三人一組のB組は「あららがま魂」が初優勝を飾りました。

大会にはA組四三五人、B組一三五組が出場。このうちA組は九八、六％、B組は九八、五％の選手が見事完走を遂げました。

参加選手たちは、島の約半周にあたるコースを楽しみながら、思いおもいのペースでゴールを目指しました。また、沿道などでは、力走するアスリートに大勢のボランティアの市民が、手拍子や太鼓をたたいて声援を送ったり、エイドステーションで給水に走り回るなど、アスリートを後押しし、市民総出で大会をサポートし、盛り上げました。

大会終了後は、新栄公園で市民主催の交流パーティーが開かれ、国内外の選手と市民が大会の成功を喜び合い、交流を深めました。



| | |
|-------------|--------------|
| W杯男子 | W杯女子 |
| 1位ピバン・ドカティ | 1位マキシム・シア |
| 2位ドミトリー・ガーク | 2位ミッシェル・ディロン |
| 3位ポール・アメイ | 3位庭田 清美 |

石垣島内がトライアスロン一色に染まる

暑さに負けず、沿道の声援に押されゴールを目指す



充分な手応え

政府へ新空港 早期建設を要請

四月二十日、市役所庁議室で大濱長照市長は、中山義隆八重山青年会議所理事長らとともに、四月十四、十五日の両日に行った政府与党などへの新石垣空港の早期建設要請行動について報告しました。

大濱市長は「この時期にこれだけの方々が問題点を理解した上で会ってくれたことは、機は熟しているということだ」と述べ、二〇〇五年度の事業採択に向けて明るい兆しが強いことを示しました。

また、大濱市長はトラスト



運動の参加者以外の地元地主で、同意書に押印していない地主について、人間関係や心情など背景にある様々な事情に一定の理解を示しながら、百分の同意取り付けに取り組みでいく考えを述べました。

新空港建設

環境への影響や 対策を示す

環境影響評価準備書

説明会が行われる

四月二十一日、沖縄県主催による環境影響評価法に基づく、新石垣空港整備事業にかかわる環境影響評価準備書説明会が、市民会館中ホールで開かれました。

説明会には約百五十人の市民が参加し、県から赤土流出防止対策や地下水保全対策、重要な生物種への影響対策などを中心に、準備書に記載されている内容の説明が行われました。

準備書は方法書で記載された内容に調査・予測・評価の結果、環境保全措置、事後調査、総合評価を加えたもので、環境への影響やその対策、さらに対策が十分かどうかについて県の考え方が示されています。

観光漁業の拠点に

海人館がオープン

四月二十六日、石垣市の観光漁業の拠点施設として漁村コミュニティ施設「海人館」の落成式・開所式が行われました。

落成式では、大濱長照市長が「八重山の海は全国のダイバーの人気スポット。その海を良く知っているのは海人の皆さんで、この施設を大いに活用し、観光漁業を発展させてほしい」と述べました。また、テープカットなどで施設の完成を祝いました。



海人館は、市水産課が、国の「新漁村コミュニティ基盤整備事業」を導入し、総事業費三千六百万円（うち国・県補助八三％）をかけ、整備を行いました。

海人館のオープンにより、観光漁業の受付や案内、屋内でのレクチャーや休憩などが可能となりました。観光漁業が普及することにより、漁業者による漁業運営の幅の広がりと、観光資源の管理が期待されます。今後、同施設は市が漁協に管理委託し、観光漁業部会が運営に当たります。

稚内の友だち あかしちゃん

4月21日、市役所ロビーに展示されていたゴマフアザラシのはく製が、「あかしちゃん」と命名され、市立明石小学校へと展示の場所を変えました。

アザラシのはく製は、1996年に石垣市の姉妹都市・北海道稚内市から友好都市提携10周年を記念して石垣市に贈られたもの。明石小学校は1990年から稚内市立富磯小学校と姉妹校を締結し、その後ホームステイなど活発な交流を行っています。市民同士の交流をより親密にしてもらおうと、今回に至りました。

除幕式のあと、児童らは、あかしちゃんに触れたりしながら珍しそうに見入っていました。6年生の比嘉みなみさんは「あかしちゃんを稚内の友達だと思って大切にしたい」と喜びを表しました。





「明和天津波」とは、明和8年（西暦1771年）の4月24日に石垣島近海で大地震が発生。まもなく大津波が各島々を襲い、遭難死亡者9,300名余の犠牲者をだした、津波による自然災害です。

石垣島地方防災連絡会とは、石垣市、同消防本部、沖縄県八重山支庁、竹富町、八重山警察署、石垣海上保安部、石垣航空基地、石垣島地方気象台から構成されます。

歴史的惨事を教訓に

災害に強いまちづくりを目指す

四月二十四日、宮良タフナ原で、「明和の大津波慰霊祭」が厳かに執り行われました。同慰霊祭は、一七七一年に起きた明和の大津波の大惨事を忘れることなく、防災の大切さ、重要さを市民に知って頂くために催されています。当日は、風の強い曇り模様となりましたが、大勢の市民が参加し、全員による黙とうが行われ、津波により亡くなった方々の霊を慰めました。大濱市長は、「災害は忘れた

頃にやってくるという言葉の意味を今一度自戒し、災害に強く、安心して暮らせるまちづくりを決意を新たにしている。」と述べ、災害に対する市民の意識の啓発を呼びかけました。また、白保小学校六年の池間千美さん、白保中学校三年柳沢はるかさん、八重山高等学校二年の上原裕美さんの三名が、それぞれ作文を朗読し、防災に対する意識を高めていくことを誓いました。

津波防災マニュアルを作成

津波に対する対処法を示す

平成14年3月26日と3月31日に宮古島・八重山地方に津波警報が発表されました。

幸いにも津波が微弱だったため被害はありませんでしたが、この際、防災機関の避難の呼びかけにも拘わらず避難をしない住民や観光客が数多く見られ、中には津波見物のために海岸に近づく人もありました。

このことを受け、石垣市など行政機関で構成する石垣島地方防災連絡会では、八重山地方における日頃の防災知識の普及と地震発生時の津波防災対応に資する目的でこの津波防災マニュアルを作成することとしました。

ぜひ、市民並びに事業者の方々はこのマニュアルを参考にし、津波警報等の発令時には適切な行動をとっていただきますようお願いいたします。

また、津波防災マニュアルは、石垣市のホームページにも掲載されています。

<http://www.city.ishigaki.okinawa.jp/>

【問合せ】総務課 TEL 82-1216



マニュアルには、津波のメカニズムや津波に関する情報の見方など、津波に関する多様な情報が記載されている。

八施設と災害避難協力

災害時の緊急対策

四月十六日、石垣市は石垣島地方防災連絡会で作成した「津波防災マニュアル」に基づき、「津波時における避難施設としての使用に関する覚書締結式」を行いました。

指定された施設は次の通りです。

「津波防災マニュアル」には、石垣市で定めた避難場所には、間余裕がない場合などは、近くの強固な建物の上層階への避難が被害軽減に有効な手段として挙げられています。それに基づき、地理的に不案内な観光客が多い、離島

グラントイア石垣・蓬莱閣マンション・ピアスランド石垣島・ホテルミヤヒラ・大原ホテル・石垣グランドホテル・ホテルスピナーカー石垣島・ハイパーホテル石垣島・石垣市役



各施設の代表者と覚書を締結。災害に強いまちづくりを推進していきます。



世界一のワールドカップ石垣島大会

「まちの輝きを大切に」

市長のおはようロマンメッセージ

平成十六年度は、大変厳しいものがあり、三位一体の改革の影響で市民や職員に重い負担をもらう年となりました。このような年度の始まりですが、実に色々な事がありました。

一つ私たちを心配させたのは、石垣市の行政区域である尖閣諸島に中国人の活動家の上陸したことです。無事終息はし

ましたが、国際紛争としての懸念の中、大きな問題となりました。また、台湾の宜蘭県喜らんけんが尖閣諸島を同県の行政管轄区域として土地台帳に登記したということを開き、大変遺憾に思っているところ

です。尖閣諸島は、れっきとした石垣市の行政区域です。したがって石垣市の中に尖閣諸島があり、その尖閣諸島に

中国人や外国人が、上陸したという事は、石垣市に不法に侵入したということになり、事は非常に大きな問題と考えます。いずれにしても高度な外交問題であり、私たちは尖閣諸島を石垣市の中の区域として主張することは当然であり、国の外交には、毅然とした態度でこの問題に対処してほしいと強く望みます。

さて、去った四月十一日には、市民の皆さんの絶大なご支援とご理解のもとで、二〇〇四年のITUTライアスロンワールドカップ大会を無事に終えることができました。同時に開催された石垣島トライアスロン大会も盛り上がり、良い大会を開催できました。このことは市民の努力や支えがあつてこそで、深く感謝を申し上げます。とりわけ今年はいくつかコースが大川地区の住宅地内を周回するコースとなり、色々と心配することがありました。しかし交通安全協会や交通指導員、市民あるいは周辺の父母の方々を含め、大勢の皆さんが対応してくださり、事故も一件も無く、完璧にバイクの競技も終えました。改めて、地域の皆さんに深くお礼を申し上げます。

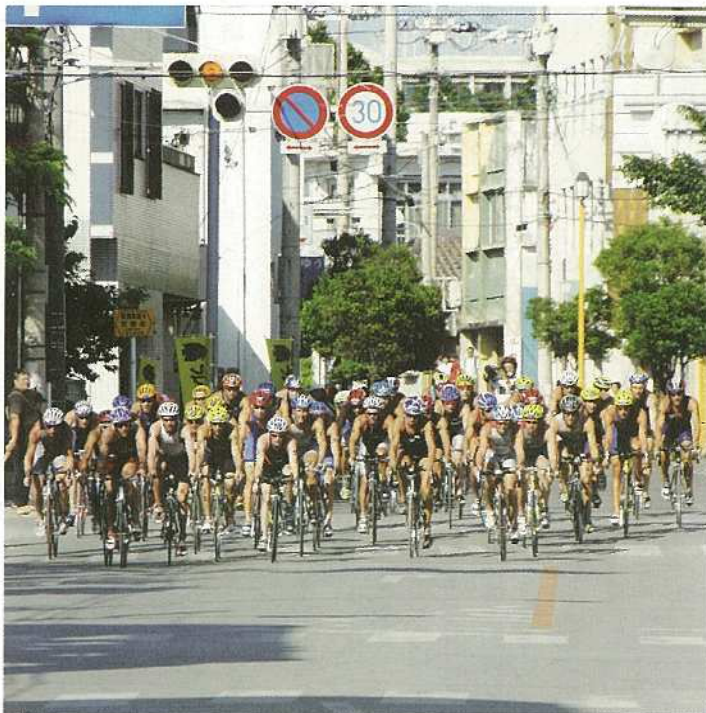
さて今回のトライアスロンワールドカップ大会は九回目を数え、男子はニュージールランドのドクタリニルス選手が、女子はオーストラリアのシハラ・マキシム選手がチャンピオンに輝きました。石垣、石垣第二中学校の生徒の国歌演奏による国旗掲揚など、表彰の仕方はオリンピックと全く同じです。格調高い競技の行い方、市民の応援、交通安全対策や運営そのものなど、全てのことにつき様々な評価がされます。石垣市のワールドカップは、選手や役員などの投票で決まるランクで、一〇点満点の九七という高いポイントを獲得し、第一位の人気たということでした。したがって、石垣市のワールドカップは世界一の運営をしているということになります。

このことは私にとり大きな励みでもあり、石垣市のワールドカップ大会が、ハワイのホノルルなど世界十三ヶ所で開催されている有名都市の中でも、もっとも優れた大会であるという事を、客観的に示しているのです。これほど大きな喜びはなく、誇りであり、まちの輝きとして大事にしていきたいです。

イアスロン大会です。宮古島トライアスロン大会は、鉄人レースと言われているように、石垣島のオリンピックコースとは全く異なつた、石垣大会の約四倍以上の距離のロングトライアスロン大会を開催しています。同じトライアスロンとして、全く中身も違い、予算も異なるという点で、今後とも宮古でもこのロングトライアスロンを大切に育ててほしいと願います。

このように私達が、様々なイベントを取り組む中で、このまちの良さや、私たちの心が世界に伝わり、今では石垣島は観光地としても世界から注目されています。世界に石垣島を知らせるといふ意味では大きな力を持っているトライアスロンワールドカップではないでしょうか。

今年も観光が好調で、この不況の中で観光が支えている活気は貴重です。重視していく必要があります。今後とも石垣市のまちづくりの為に、多くの市民の方々のご協力をさらにお願ひ申し上げます。



「市長のおはようロマンメッセージ」四月二十日放送の要旨です。

四月二十五日は宮古島トラ

シリーズ固定資産税とは②

固定資産税の課税の流れ

★固定資産税の評価、価格の決定等に関して

固定資産税の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市町村長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算出します。このようにして決定された価格や課税標準額は、固定資産税課税台帳に登録されその後市町村長は土地及び家屋価格等縦覧帳簿を作成し縦覧に供します。

(1) 資産別評価の方法

土地 売買実例価額をもとに算定した正常売買価格を基礎として、その土地の現況に応じて評価し価格を決定します。なお、宅地及び宅地の価格に比準して価格が求められる土地（雑種地など）については、当分の間、地価公示価格等を活用し、その7割程度を目途に評価し価格を決定します。

家屋 再建築価額（その家屋と同一のものを建築するとした場合に必要とされる建築費）をもとに評価し価格を決定します。

償却資産 取得価額をもとに、その耐用年数と取得してからの経過年数に応じる減価を考慮して評価し価格を決定します。また、償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告していただきます。

(2) 評価替えについて

土地・家屋の価格を決定するための評価は、原則として3年ごとに行います。この3年ごとの評価替えをする年度を基準年度といい、基準年度の翌年度と翌々年度の価格は基準年度の価格が据え置かれます（償却資産は毎年評価します。）。ただし、基準年度以外の年度に新たに固定資産税が課税されることになった土地や家屋、地目の変換などのあった土地や増改築などのあった家屋については、基準年度以外の年度でも評価し価格を決定します。また、地価の下落により前年度の価格を据え置くことが課税上著しく均衡を失すると認められる場合には、価格の修正を行うことができる特例措置が適用されます。

(3) 土地及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧等

毎年4月1日から4月20日又は当該年度の最初の納期限の日のいずれか遅い日までの間、土地及び家屋縦覧帳簿を当該市町村内に所在する土地及び家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供します。また、固定資産税課税台帳の閲覧制度により、納税義務者その他の方（借地借家人等）の求めによって固定資産課税台帳のうち、これらの方に関する固定資産について記載されている部分を閲覧をすることができます。なお、この縦覧・閲覧については新聞及び広報いしがき等で公告・広報いたしました。

★税額の算出の方法について

固定資産税の税額の算式は、課税標準額×税率＝税額と見た目は単純ですが、ここではこれらに関する用語

の意味を説明します。

(1) 課税標準額

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となりますが、住宅用地のように課税標準の特例が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

(2) 免税点制度

市町村の区域内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産それぞれの課税標準額の合計が以下の額に満たない場合にはそれらについては課税されません。

| | |
|------|-------|
| 土地 | 30万円 |
| 家屋 | 20万円 |
| 償却資産 | 150万円 |

(3) 税率

固定資産税の税率は、市町村の条例で定めることとされており、石垣市での税率は標準税率である、100分の1.4（課税標準額に0.014を乗じる）になっています。

課税標準額 × 0.014 = 税額!!

★納税に関する通知等について

固定資産税は、納税通知書によって市町村から納税者に対して税額が通知され、市町村の条例で定められた納期（石垣市では別表の4期）に分けて納税することになります。

(1) 納税のしくみ



(2) 納税通知書

納税通知書には、課税標準額税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所のほか、納期限までに税金を納付しなかった場合の措置や納税通知書の内容に不服がある場合の救済の方法等が記載されていますので、よくお読み下さい。

(3) 納期

納期は市条例により次のとおりです。

- 第1期 4月1日から同月30日まで
- 第2期 7月1日から同月31日まで
- 第3期 12月1日から同月25日まで
- 第4期 翌年2月1日から同月末日まで

【問合せ】総務部税務課 資産税係

TEL 82-9911 内線 156・157

健康診査の費用が一部見直されました

平成16年度より健康診査の費用が一部見直されました。これまで、経過措置として運用してきた費用を県内他市の標準額とほぼ同額への改定となりました。受診の際には、お間違えのないようご確認の上、ご協力下さい。

※次の方は費用を徴収いたしません。

- (1) 70歳以上の方
65歳以上70歳未満の方で障害の状態にある旨の市町村長の認定を受けた方
- (2) 被保護世帯
- (3) 市町村民税非課税世帯に属する方

【問合せ】健康福祉センター TEL 88-0088

| | 基本検診 | 子宮がん | 乳がん | 肺がん (誘影) | 肺がん (造影) | 大腸がん | 胃がん | 肝炎ウイルス | | | 骨密度 |
|-----|-------------------|-------------|-------------|---------------|-------------|-------------|-------------------------|---------------|---------------|---------------|------------------------|
| | | | 触診 | | | | | B・C | C | B | |
| 那覇市 | 1,300 | 800 | 500 | 200 | 500 | 500 | 1,100 | 700 | 600 | 100 | — |
| 平良市 | 1,200 | 600 | 300 | 200 | 500 | 500 | 900 | 800 | 700 | — | 1,500 |
| 石垣市 | 500 ↓ 1,000 | 600 変更なし | 300 変更なし | 0 ↓ 200 | 400 変更なし | 500 変更なし | 2,000 (青カメラ) 変更なし | 0 ↓ 800 | 0 ↓ 700 | 0 ↓ 100 | 1,500 (希望者) 変更なし |

巡回行政相談を開催 五月は行政相談月間です

五月二十五日に、宮良公民館にて行政相談を実施します。

日頃、行政機関に対しての疑問などについてご相談のある方は、お気軽においで下さい。

※相談は、もちろん無料です。

日時 五月二十五日(火)
午後二時～午後六時

場所 宮良公民館

石垣市には行政相談員が二名委嘱されており、国・県・市町村が行っている仕事についての苦情や意見、要望を受け付け、市民の皆様と行政を結ぶパイプ役として活躍しています。

毎月第一水曜日の午後二時から午後四時までの間、市役所内で行政相談を行っています。

【行政相談員】

- 慶田盛 女三
- 高嶺 幸子

平成16年度狂犬病集合注射日程

| 実施日 | 会場 | 時間 |
|----------|---|----------------------------|
| 6月4日(金) | 名蔵公民館 | 15:00~16:30 |
| 6月7日(月) | 児童公園 | 15:00~17:00 |
| 6月8日(火) | 新川公民館 | 15:00~17:00 |
| 6月9日(水) | 登野城公民館 | 15:00~17:00 |
| 6月10日(木) | 平得公民館 (平得・真栄里地区) | 15:00~17:00 |
| 6月11日(金) | 大浜公民館 | 15:00~17:00 |
| 6月15日(火) | 三和構造改善センター (三和・川原地区) 於茂登公民館 (於茂登・開南地区) | 15:30~15:50 16:00~16:30 |

※他の地区は翌月の広報いしがきに掲載します。

市内では、朝夕に愛犬と仲良くジョギングや散歩を楽しむ姿が多くみられます。愛犬とスキンシップを図り、それとともに健康づくりにも役立てる、ほほえましい光景です。

犬のフンは飼い主の責任 モラルを守って!



愛犬が散歩の途中でフンをしてしまうことは仕方ありません。しかし、その後処理するのは飼

い主の責任です。市役所には「犬のフンの放置」に関して多くの苦情が寄せられています。

石垣市には「石垣市犬取締条例」があり、犬による人畜その他に対する危害を防止し、もって公衆衛生の向上及び社会生活の安全を図ることを定めています。

飼い主がモラルを守り、愛犬との楽しいひと時を過ごせるよう、ご協力をお願いします。

平成16年度 地区プロパー

平成16年度の「地区プロパー」が次のように決まりました。

地区プロパーは、市役所と市民の間で行政事務の推進に携わり、市役所からの通知書の配布、市県民税、固定資産税、国民健康保険税などの納付のお願いに伺います。また、「広報いしがき」、「議会報」など市が発行する刊行物の配布等を行います。



3区 宮城保男

石垣市字登野城358-1
TEL:82-3667
担当地区:登野城



2区 大浜京子

石垣市字登野城217
TEL:82-3400
担当地区:登野城



1区 慶田城政用

石垣市字登野城628-7
TEL:82-8032
担当地区:登野城



6区 宇部一吉

石垣市字登大川524-2
TEL:82-9289
担当地区:大川



5区 細工富雄

石垣市字大川209
TEL:82-4578
担当地区:大川



4区 友利シゲノリ

石垣市字登野城580-2
TEL:82-5085
担当地区:登野城



11区 大城忠雄

石垣市字新川2423-85
TEL:83-5464 担当地区:
新川・真喜良第1回地



10区 大底榮三郎

石垣市字新川148-4
TEL:82-7290
担当地区:新川



9区 仲唐平八

石垣市字新川192-1
TEL:82-5704
担当地区:新川



8区 崎枝孫雄

石垣市字石垣133
TEL:82-8200
担当地区:石垣



7区 武松一男

石垣市字石垣168-1
TEL:82-6321
担当地区:石垣



16区 高嶺英康

石垣市字川平915-1
TEL:88-2145
担当地区:川平



15区 喜屋武義孝

石垣市字崎枝530-153
TEL:88-2123
担当地区:崎枝



14区 島田セツ子

石垣市字登野城2389
TEL:82-5895
担当地区:登野



13区 福本壯得

石垣市字名蔵243-471
TEL:82-8200 担当地区:
名蔵・元名蔵



12区 大瀨千代子

石垣市新栄町73-8
TEL:82-2162
担当地区:新栄町



21区 東川平勇

石垣市字白保214-7
TEL:86-7207
担当地区:白保



20区 仲宗根良光

石垣市字宮良244
TEL:86-7201
担当地区:宮良



19区 小底善功

石垣市字大浜93
TEL:82-6394
担当地区:大浜・磯辺



18区 前盛恵子

石垣市字平得310-2
TEL:82-9070
担当地区:平得



17区 柳沢貴代

石垣市字榎海642-1
TEL:88-2747 担当地区:
米原・轟野・大田・伊土名



26区 比嘉政一

石垣市字平久保234-274
TEL:89-2137
担当地区:久宇良



25区 井上隆盛

石垣市字伊原間308
TEL:89-2259
担当地区:明石



24区 多宇司

石垣市字伊原間21-2
TEL:89-2213
担当地区:伊原間



23区 金城徳哲

石垣市字桃里196-100
TEL:86-8414 担当地区:
伊野田・大野



22区 池間英夫

石垣市字桃里165-2
TEL:86-8578
担当地区:星野



31区 喜友名朝昭

石垣市字真栄里1111-213
TEL:83-2714 担当地区:
開南・於茂登



30区 宮路康也

石垣市字大浜2064
TEL:83-2590
担当地区:三和・川原



29区 上地勝久

石垣市字野底1123
TEL:89-2168 担当地区:
栄・兼城・下地・多良間



28区 平良辰男

石垣市字平久保448
TEL:89-2465
担当地区:平野



27区 砂川充宏

石垣市字平久保226-28
TEL:89-2528 担当地区:
吉野・平久保



36区 仲松益實

石垣市字川平1175-156
TEL:88-2515 担当地区:
大鷲・仲筋・吉原



35区 山城保清

石垣市字白保1794-77
TEL:86-8538
担当地区:大里



34区 仲山忠篤

石垣市字真栄里65
TEL:82-8015
担当地区:真栄里



33区 狩俣恵徳

石垣市字新川2357-101 TEL:82-9261
担当地区:新川・新川回地・真喜良第2・3回地



32区 宮良信和

石垣市字大川53
TEL:83-1873 担当地区:
美崎町・浜崎町・八島町

人権擁護委員制度をご存知ですか？

6月1日は「人権擁護委員法」が施行された日です。石垣市には、石垣市長から推薦され、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がいます。人権擁護委員はあなたの街の相談パートナーです。人権についてのお困りごとがあれば、お気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

| | | |
|--------|-----------|--------------|
| 山田 隆一 | 美崎町7-4 | TEL: 82-3083 |
| 山城 京子 | 字大川33 | TEL: 82-3512 |
| 仲吉 八重 | 字大川196-1 | TEL: 82-2160 |
| 具志堅 全松 | 字大川404 | TEL: 82-4169 |
| 成底 方新 | 字大浜122-1 | TEL: 82-5175 |
| 玻座真 武 | 字石垣82 | TEL: 82-5552 |
| 伊是名 八郎 | 字平得55 | TEL: 82-1633 |
| 野田 タキ子 | 字登野城816-2 | TEL: 82-5562 |

軽自動車税の納期限は5月31日です 自動車税

納期限をお忘れなく、納期内に納めましょう

【問合せ】

石垣市 税務課 TEL:83-1133

自動車税事務所 TEL:098(879)1627

八重山支庁 県税課 TEL:82-3045

納めて豊かな郷土づくり



しっかり選ぼう 消費者の知恵で

～5月は消費者月間です～

「消費者月間」は、消費者保護基本法制定20周年を記念して、昭和63年度に消費者問題への関心を高めるために設けられました。

最近の消費者問題では、インターネットや携帯電話等の急速な普及などにより、新しい商品やサービスが増えるにともなって新しいタイプのトラブルが生じ、相談件数も毎年増加を続け、その内容も複雑、多岐、かつ非常に高度化しています。

このような中で、現在国では消費者を取り巻く環境の変化を踏まえ、「消費者保護基本法」の抜本的な見直しが行われ、法の整備が進められています。21世紀の消費者政策のあり方を踏まえながら、消費者の利益を確保し、消費者の権利を実現させるため、消費者・事業者・行政機関等が一堂に会し、それぞれの立場で取り組むための意義と役割を一緒に考えてみましょう。

「トラブルに巻き込まれ困った」ときは、一人で悩まないで、早めに相談しましょう！

【困ったときの相談先】

●沖縄県泉民生活センター八重山分室 TEL:82-1289

●沖縄県八重山警察署 TEL:82-0110

平成16年度巡回就学・教育相談

【対象となるお子さん】

- ・ものを見るときに近づきすぎる
- ・後から呼びかけても振り向かない
- ・手足の動かし方がぎこちない
- ・発音や話し方がはっきりしない
- ・落ち着きがなく、ひとつのことに集中しない
- ・指示や内容が理解できない
- ・その他のことで、気になることがあるお子さん

【相談の仕方】

- ・心配なことを中心にして、医療相談やお子さんの育て方などの教育相談を行います。
- ・保護者の方が希望する場合は、保育園・幼稚園の先生方にも相談できます。
- ・相談は個別に行います。

【場所・時間】

7月9日 健康福祉センター (TEL:88-0088)

9:30～10:00 受付

10:00～12:00 就学相談

13:30～14:00 受付

14:00～16:00 就学相談

16:00～17:00 相談員反省会

相談は無料です。

【問合せ】

沖縄県立総合教育センター特殊教育課

TEL:098(933)7526

自転車の盗難が157件

八重山警察署交番だよりによると、平成15年度の八重山における自転車盗難件数はなんと、157件。今年4月13日現在でも34件も発生しています。



カギをかける!

法律により自転車登録が義務づけられています。

独立・起業や新事業を行う 子会社の設立を支援します!

～地域雇用受皿事業特別奨励金が
使いやすくなりました!!～

創業経費の3分の1を支援します!
1人雇うと30万円を支給します!

詳しくは(財)産業雇用安定センター地方事務所まで、
お問合せ下さい。

ホームページ <http://www.sangyokoyo.or.jp/>

TEL:0570-005440

(全国共通番号：最寄の地方事務所につながります)

女性パワー全開! 白保が3連覇!

4月18日、新栄公園で「若さ・健やかさ・結ぶ心」をテーマにした石垣市婦人連合会の「第26回大運動会」が開催されました。

運動会には市内11の婦人会や子どもたち約600人が参加。競走や各種リレーなど多種多様なプログラムに女性パワーが爆発。にぎやかな応援合戦も繰り広げられ、会場は会員たちの熱気に包まれました。

大会の結果は、優勝白保(3連覇)、2位真米里、3位平得でした。女性の圧倒的なパワーを感じる運動会となりました。



毎月18日は市場の日

毎月18日は、市場の日として公設市場にてイベントが開催されています。

4月18日は、「Fork Love Old Men」の皆さんが、懐かしいフォークソングなどを交え、全15曲を熱唱。公設市場を訪れた観光客や買い物客の耳を楽しませました。

市商工課では、市場の日に出場してくれる団体・個人を募集しています。バンド・ダンス・伝統芸能などジャンルは問いません。日頃の練習の成果を発表する場にしてみてはいかがでしょうか?

【問合せ】商工課 TEL:82-9911 (内線633)



公設市場入口横でライブを行ったFLOMの皆さん。
あやばにモールは、心地よい歌声に包まれました。

春の大掃除です

住み良い生活環境、公衆衛生の向上を目指し、左記の日程で「春の大掃除」を実施します。市では期間中、地域の公民館等と協力し、検査・指導を行います。市民皆様の協力をお願いします。

| | |
|----------|---|
| 5月24日（月） | 磯辺団地・磯辺第2団地・宮良団地・登野城団地・新川団地・新川第2団地・真喜良団地・真喜良第2団地・真喜良第3団地・県職員住宅真栄里団地・国家公務員宿舎1・2・3・4・平真団地・磯辺・宮良・白保・平得・真栄里・真栄里ニュータウン・前原タウン |
| 5月25日（火） | 大川・石垣・美崎町・崎枝・川平・大嵩・仲筋・吉原・米原・富野・大田・伊土名・多良間・下地・兼城・栄 |
| 5月26日（水） | 新川・双葉・新栄町・浜崎町 |
| 5月27日（木） | 登野城・天川・八島町・大浜・高田・三和・川原・於茂登・開南・嵩田・名蔵・元名蔵 |
| 5月28日（金） | 大里・星野・伊野田・大野・伊原間・明石・久宇良・吉野・平久保・平野 |

6月6日（日）は沖縄県議会議員選挙

○投票のできる人

次の条件を満たし選挙人名簿に登録されている人（選挙権停止中の者を除く）が投票できます。

- （1）日本国民で満20才以上の者であること（年齢要件昭和59年6月7日以前に生まれた者）
- （2）引続き3ヶ月以上石垣市に住所を有する者であること（住所要件平成16年2月27日以前に転入届出をした人）

○2月27日以降に転入届出をした人

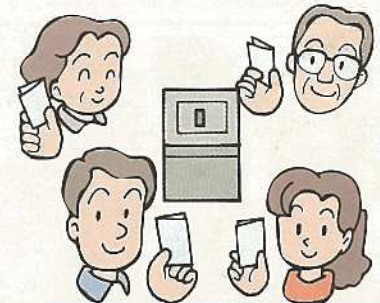
平成16年2月27日以降に転入届出をした方は、石垣市の選挙人名簿に登録されず投票日当日石垣市では投票することはできません。ただし前住所地在沖繩県内にあって、その前住所地の選挙人名簿に登録されている場合には、前住所地で投票することができます（この場合には石垣市に住所を有する旨の証明が必要です。この証明は市役所市民生活課で無料で発行します）なお、投票日に前住所地にいけない場合は、前住所地の選挙管理委員会に不在者投票の請求をすることができます。

※ 期日前投票制度の創設

公職選挙法の一部が改正され、新たに「期日前投票制度」が創設されました。

石垣市の選挙人名簿に登録されている者で、選挙期日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど一定の事由（現行の不在者投票事由）に該当すると見込まれる者が、選挙期日の公示日又は告示日の翌日から選挙期日の前日までに投票ができ、従来の不在者投票のように、投票用紙を封筒に入れて、それに署名するといった手続きが必要となり、選挙人本人が投票用紙を直接投票箱に投函するという制度です。

○お問い合わせ
市選挙管理委員会
TEL:82-9911
(内線 591・592)



5月は市税徴収強化月間です

納付期限を過ぎて納付されないことを税の滞納といいます。滞納されると、納期限から20日以内に「督促状」を送付します。なお納付がない場合、文書や電話、訪問して納付をお願いします。それでも納付いただけない場合、納期限内に納税された方との公平のためにも、財産（給与、預貯金、不動産など）の差押えをすることもあります。

～納付の困難な方は、税務課までご相談下さい～